

第12部 水産業

解 説

この部には、「2013年漁業センサス」結果から漁業構造、「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」の結果から漁業生産、「漁業経営調査」の結果から漁業経営、「水産物流通調査」の結果から水産物流通に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 漁業センサス

漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握し、新しい水産基本計画に基づく水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに実施している。

(2) 「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」

海面・内水面の漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的として、「海面漁業生産統計調査」及び「内水面漁業生産統計調査」を実施している。

なお、漁獲成績等報告書を利用できる漁業種別を営む海面漁業経営体については、漁獲成績等報告書による取りまとめを行った。

(3) 漁業産出額

漁業産出額は、漁業生産活動の実態を金額で推計し、水産行政の推進等のための資料を整備することを目的としている。

漁業産出額は、「海面漁業生産統計調査」結果から得られる魚種別生産量に、「産地水産物流通調査」結果等から得られる魚種別価格を乗じて推計した。

(4) 漁業経営調査

漁業経営調査は、海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進のための資料を整備することを目的としている。

(5) 水産物流通調査

(水産加工統計調査)

水産加工統計調査は、全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を把握し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料を提供することを目的とする。

2 定義及び用語の解説

(1) 漁業構造に関する統計

ア 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

イ 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者を「自営漁業のみ」という(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)

漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者を「漁業雇われ」という(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)

(2) 「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」

ア 海面

漁業法に基づく共同・区画漁業権の設定された漁場区域並びに漁業権が設定されていない場合は農林水産省が定める区域、及びそれより沖合の水域と農林水産大臣が指定する湖沼をいう。

イ 海面漁業

海面において水産動植物を採捕する事業をいう。

ウ 海面養殖業

海面又は海面以外に設けられた施設において、海水を利用して水産動植物の種苗を採取又は集約的に育成し、収穫する事業をいう。

エ 内水面

河川及び湖沼をいう。

オ 内水面漁業

公共の内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

カ 内水面養殖業

一定区画内の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物(種苗を含む。)を集約的に育成、収穫する事業をいう。

(3) 漁業産出額

当該年1月から同年12月までの1年間の漁業・養殖業による全ての生産量に、魚種別価格を乗じて算出したものをいう。

(4) 漁業経営に関する統計

ア 漁労所得

漁労収入から漁労支出を控除した額である。漁労収入とは、自家漁業・養殖業による漁獲物、収穫物の販売収入、自家消費・物々交換等の評価額である。漁労支出とは、自家漁業・養殖業による漁獲、養殖生産物の育成・収穫、販売等に要した費用、調査年の減価償却費の合計である。

イ 漁労外事業所得

漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁、農業等の事業等から得る所得をいう。

(5) 水産物流通に関する統計

水産動植物を主原料として製造された、食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいう。

3 利用上の留意事項

全般に、統計量は単位未満を四捨五入してあるため、計と内訳が一致しない場合がある。

(1) 海面漁業生産統計調査

ア 漁獲量の計上

魚類、その他の水産動物類、海藻類は採捕時の原形重量、また、貝類は殻付の重量で計上している。

漁獲されたものでも、操業中に丸のまま投棄したもの、漁船の沈没で喪失したものは計上しない。

イ 漁獲量の計上場所

漁労体が所属する漁業経営体の所在地に計上(属人)した。

ウ 調査の対象期間は毎年1月1日から12月31日である。

(2) 漁業経営調査(個人経営体調査)

調査の時期は、毎年1月1日～12月31日までの1年間である。